

# 大阪総合会計ニュース

## 第9号

2022年1月1日

### 経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

発行 大阪総合会計事務所

大阪市中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階  
TEL 06(6202)9251 news@z-osk.jp

発行人 竹内 克謹



# 謹賀新年



北浜の歴史シリーズ

第9回

## 大阪市中央公会堂

(重要文化財)

大阪市中央公会堂は、「北浜の風雲児」と呼ばれた株式仲買人の岩本栄之助の寄付100万円によって、1911年(明治44年)中央公会堂建築事務所が設立され、1918年(大正7年)11月に完成しました。ルネッサンス様式を基調にした赤レンガ造りで、地上3階、地下1階建てです。老朽化が進んでいましたが、保存・再生工事が行われ、2002年(平成14年)には大阪市のシンボルとして生まれ変わりました。

### インボイス制度、電子帳簿保存法は廃止を

所長 竹内 克謹 よしなり

新年あけましておめでとうございます。

昨年を振り返ってみると、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大により、各種給付金・助成金の申請支援業務に追われ、業務形態も、テレワークの実施、オンラインによる会議や関与先との打ち合わせなど、大きく変化しました。昔は風呂敷敷業といつて仕事を家に持ち帰って業務をこなしていましたが、事務所の将来のあり方を考えるうえでシステムとしての在宅勤務はこの上ない経験となり、企業経営とは環境の変化に対応していくことだと改めて学んだ1年でした。

ひるがえって、関与先の経営状況を見ると、一部を除き売上高の減少は著しく、新型コロナウイルス禍の影響で相当厳しい経営を強いられていることを実感しています。ところが、それに追い打ちをかけるような税制改正が行われています。その一つが消費税のインボイス制度の導入です。昨年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請が始まっていますが、このインボイス制度、免税事業者はインボイスの発行ができません。得意先は消費税の仕入税額控除が行えなくなります。このことにより、免税事業者が取引から排除される、もしくは仕入税額控除できなくなる分単価が切り下げられるなどの恐れがあるという代物です。

もう一つは今年の1月から施行される予定であった電子帳簿保存法です。これまで紙に印刷して保存しておけば良かった請求書や領収証が、電子データで送られてきたものについては電子保存しなければならず、それができないと青色申告の取り消しですという中小企業の実態をまったく顧みない法律です。電子帳簿保存法については、このままでは実施できないと直前になって2年間猶予されることになりそうですが、こうした中小企業いじめともいえるべき税制や税務行政に対しても実施中止や反対の意見表明を行っていきたく考えています。

感染状況は落ち着きを見せている昨今ですが、またまたオミクロン株が出現し予断を許さない状況は続いています。今年1年、感染予防対策に万全を期して、関与先の皆さま方の経営支援に取り組んでいきたいと考えています。

### 門脇知慶が税理士登録しました

事務所の門脇知慶が税理士試験に合格し、昨年12月税理士登録を終え、税理士としての業務を始めています。門脇は当事務所では3年目の若手ですが、合格まで10年の歳月を要しており税法の知識も豊富です。本人も関与先の皆さま方のお役に立てるよう精進すると決意を新たにしているところで、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



図2

**記載事項**  
 ○下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。  
 ○一般消費者に対して販売などを行う小売業、飲食店業、タクシー業などに係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書		適格簡易請求書	
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率	⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

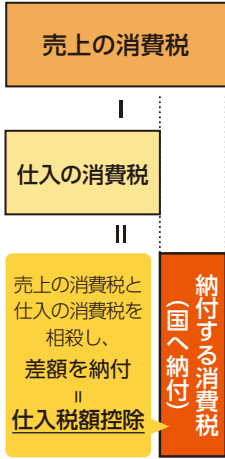
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

品名	数量	金額
ヨーグルト *	1	¥108
カップラーメン *	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
お預り		¥1,000
お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能  
 \* ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、1つの適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

図1



まずインボイスとは何かをおさらいしていきます。インボイスとは、一定の要件を満たした請求書であり、正式には**適格請求書**といいますが、今後はこれだけでなく仕入税額控除を行うことができず、極端

### 二 インボイスとは？

なことを言えば今まで図1のように売上に係る消費税から仕入に係る消費税を控除して納付していたのが、適格請求書がなければ控除できず、売上の消費税をそのまま納めることとなります。

図2は適格請求書の様式です。中でも登録番号は非常に重要で、これがなければ適格請求書を発行することができません。この番号の取得には、所轄の事務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者になる必要があります。この申請手続きについては次の章で詳しく紹介したいと思います。

# インボイス！申請開始！消費税の今後と対策を考える

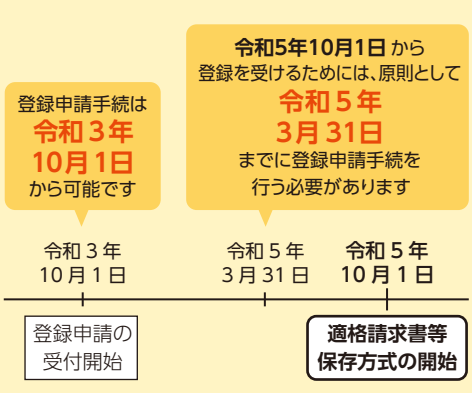
税理士 門脇知慶



## 二 登録申請手続

登録申請の期間は、原則、図3の令和3年10月1日から令和5年3月31日(特例は令和5年9月30日)で、令和5年10月1日からインボイス制度がスタートします。

図3 登録申請のスケジュール



その登録申請の際に必要なものが「適格請求書発行事業者の登録申請書」です。登録申請書は2枚あり、図4が1枚目で上段に住所や氏名などの申請者の基本情報を記入し、下段は現在の課税区分にチェックを入れます。

図5が2枚目になり、今現在課税事業者か免税事業者かで内容が異なってくるので、それぞれのパターンで紹介していきます。まず、すでに課税事業者の場合です。免税事業者と登録要件の確認欄があります。免税事業者の欄は記載不要です。登録要件のチェックのみで問題ありません。

次は申請時に免税事業者で、インボイス開始と同時に課税事業者になるパターンです。本来免税事業者が課税事業者になるためには課税事業者選択届出書を提出する必要があります。しかし、令和5年10月1日の制度開始にあわせて免税から課税事業者になることを選択した場合、令和5年9月30日までは免税事業者のまま、申請書の提出をもって課税事業者になることができます。課税事業者選択届出書の提出は不要です(図6参照)。その際の記載内容ですが、図7の赤枠で

図7 この登録申請書を提出することで令和5年10月1日より課税事業者になる場合

出典：「適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)」(国税庁) ([https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/pdf/0020009-098\\_04.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/pdf/0020009-098_04.pdf)) を加工して作成

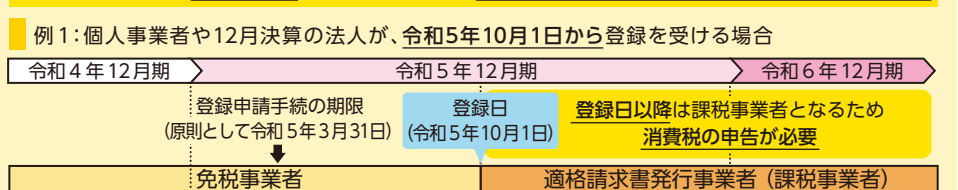
図5 本制度問わず、課税事業者の場合

図4

図6 免税事業者の登録申請手続

令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です(経過措置)。

○登録を受けるために登録申請手続を行います。この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。



する必要がありました。今回の特例では、適用期間の末日までに提出すれば、簡易課税が選択できます。最後は申請時に免税事業者で、インボイス開始と同時に課税事業者になるパターンです。この場合、申請書の提出のみで課税事業者になることができます。あわせて課税事業者選択届出書を、適用を受ける期間の開始の日の前日までに提出する必要があります(図8参照)。

このパターンでの記載内容は、図9で赤枠に囲まれている免税事業者欄の下段に課税事業者になる課税期間開始の日の初日を記載してください。あとの流れは同じで、登録要件のチェックを入れて完成です。



図8

「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1か月前の日までに登録申請手続を行う必要があります。  
 ※原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から課税事業者となります。

例2:  
 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合  
 消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請手続を令和5年11月30日※までに行う。

※課税事業者となる課税期間の初日(令和6年1月1日)の前日(令和5年12月31日)から起算して1か月前の日

図9

経過措置を利用せず、令和5年10月1日以降から課税事業者を選択する場合  
 (※消費税課税事業者選択届出書の提出者のみ)

### 三 インボイス登録の是非を考える

この章では現状のインボイスがそのまま適用されたことを前提に考えていきたいと思います。

まずはすでに課税事業者の場合、これはインボイスを登録すべきです。登録することのデメリットもありませんし、今までどおり仕入税額控除を行うためにも登録しましょう。

次に免税事業者ですが、これは顧客が事業者か一般消費者かで変わってくると考えられます。顧客が事業者の場合、売上先は登録事業者以外からの仕入は仕入税額控除ができず、顧客側の事業者が仕入に係る消費税を結果的に免税事業者が代わりに負担することになります。

これで予想されるのが、代わりに負担した消費税分の値引き要求です。こうなると結局消費税分売上を下げるか、課税事業者として消費税を納めるかの選択になつてくると考えられます。

この状況で負担を少しでも軽減するには、課税事業者を選択し、同時に簡易課税を適用します。簡易課税は原則に比べ、次の例題のように消費税の負担も少なくなく、計算方法も実額ではなく

売上金額をもとに業種に応じたみなし仕入率を乗じるだけなので、事務負担も軽減されます。

例：年間売上770万円の個人の卸売業者で、年間の課税仕入が550万円の場合の納付額  
 原則課税：20万円  
 簡易課税：7万円

次に顧客が一般消費者の免税事業者は、インボイスの登録は特に急ぐ必要はなく、静観しても問題ありません。

理由としては、インボイスの一番の特徴は登録事業者以外からの仕入では仕入税額控除できないという点です。一般消費者にとつて仕入税額控除は関係ありませんので、相手が登録事業者かどうかは重要になりません。

まとめると、課税事業者は登録、顧客が事業者の免税事業者は登録し、かつ簡易課税制度の選択、顧客が一般消費者の免税事業者は登録せずにしばらく傍観しましょう。

### 四 最後に

インボイス制度は、免税事業者にも形式上の選択権を与えていますが、実際は半ば強制的に課税事業者にして消費税を徴収する制度といえます。今までの事業者間の自由な商取引も侵害されるばかりか、廃

業せざるを得ない小規模零細事業者が増えることも予想されます。

このような制度がそのまま適用されないようにするためにも、今夏の参院選で争点とすることが大変重要になってくると思われれます。

## 電子帳簿保存法開始!! 最低限やっておくべきこと

税理士 門脇知慶



つづけて、今話題の令和4年1月1日以降から始まる電子帳簿保存法についてお話しします。

電子帳簿保存法で、みなさんがよく勘違いされているのは、紙の保存が禁止されていることと、紙の保存が禁止されているのではなく、イメージとしては今までの紙の保存だけではなく追加で電子の保存も要求されているのがこの法律になります。

この電子保存で最低限やっておかなければいけないことが2点あります。これを行っていない場合は、青色申告の承認が取り消される可能性もあります。

- ① いつでも検索可能な状態にしておくこと
- ② データの改ざんなどができることを証明できるようにしておくこと

では具体的に何をすればいいのか紹介いたします。

#### 一 検索要件

検索要件の具体的なやり方としては二通りあります。

#### (1) エクセルなどでの管理

エクセルの表機能を活用しフィルターなどで検索可能な表をつくり、その表に日付、金額、取引先の3点と、加えて備考欄に請求書、注文書、領収書などを記載したものを書類ごとで作成する方法です。

この方法では、事務負担が増えるのは言うまでもありませんが、すべて手作業で行うことが想定されるため、人為的ミスも多発すると思われます。次に紹介させていただく方法は、これとは違い、中小企業の実態に合わせた十分実行可能な内容になっていますので安心してください。

#### (2) ファイルでの管理

日付、取引先、金額のタイトルをつけたファイルを作成し、そこに請求書などを入れる方法です。

この方法ですと、先ほどとは違い、日付、取引先、金額のタイトルをつけたファイルを作成するだけで事務負担も少なく、中小企業でも実行可能な内容になっています。

令和4年1月1日以降からは、今までの保存に加えてこのファイルでの管理も追加でやっていたことになると思います。また、基準期間の課税売上高が1000万円以下の、いわゆる消費税の免税事業者が該当す

る事業者はこの検索要件は免除されません。

#### 二 改ざん不可の証明

改ざんできないことの具体的な証明方法としては以下の3つの方法があり、そのうちいずれか1つを選択していただくことになります。

- ① タイムスタンプの付与
- ② 改ざん不可なシステムの導入
- ③ 事務処理規定の作成と告知・運用

タイムスタンプとは電子での印鑑のようなもので、スタンプを付与した時刻にそのデータが存在していたこと、それ以降改ざんがないことを証明する技術になります。このスタンプを取引先か、もしくは自社で付与する方法が①の方法になりますが、このタイムスタンプの導入には多額のコストがかかるうえに、導入したからといって税制上優遇があるわけでもないため、そのままです。

同様の理由で②のシステムの導入もメリットがなく、③がコストのかからない方法になってきます。

この事務処理規定は国税庁ホームページにすでにフォーマットがあるので、それをそのまま利用していただければ大丈夫です。

#### 三 2年の猶予期間

令和4年1月1日から始まる予定だった電子帳簿保存法は、最後の最後に2年の猶予期間が設けられることがほぼ決まりました。

ひとまず安心といったところですが、この2年の猶予は電子インボイスの実施にあわせてきているともいえます。この猶予期間中にできることから少しずつ進めていきたいと思います。



あと1つ



竹内 克彦

還暦を過ぎて思ったことは、何かを始めるならば今しかないということ。野球(今はソフトボールですが)は小学校4年生から40年。ゴルフは始めてから十数年ですが、どんなことでも一定レベルに達するまでには5年、10年とそこそこ時間がかかります。残りの人生であと1つモノになることをと思い、高校生の一時期に夢中になっていた囲碁の勉強を始めました。まだまだ初心者ですが、お相手していただければ幸いです。

私の初夢



西岡 英利

昨半夏、立憲民主の小川淳也の初当選以後の政治活動を撮った映画『なぜ君は総理大臣になれないのか』を観た。私も高松出身なので、小川淳也には関心を持っていました。こんな誠実な政治家がいるのかと感動した。

10月の総選挙。小川は香川一区で12年ぶりに小選挙区で圧勝した。私も高松の友人たちに小川の支持を頼んだ。全国的には自公の圧勝、維新の躍進という予想外の結果。以後、テレビ、新聞は立憲民主の敗北は共産(野党共闘とは言わない)と組んだからだという。市民連合が取りまとめた共通政策で共闘しただけだが、まるで社会主義政権ができるかのようなデマ宣伝。立憲民主も小選挙区では前回より勝利したのに、共産との共闘を見直すという。小川も連合と党内右派に気を使っている。私は、立憲民主、共産、れいわ社民の連合政権をつくり、小川淳也を首相にすることを夢見ている。

コロナの功



谷田 久義

低投票率だった昨年の衆議院選挙。だめな政党はわかるが、信頼できる政党が明瞭にならなかつた結果でしょうか。テレビ出演で親しみを感じさせたら勝ちでは困ります。

半藤一利さんの「昭和史」を読み返しました。日本がどのように戦争に突入していったか、国民はどんな情報を与えられ、どういう心理でいたろうか。滲み出てくるように思います。

早速、中国問題を取り上げ、戦争につながりかねない主張が繰り返されています。いつか来た道を歩まないよう、残忍で無益な戦争を回避する議論が活発になることを望みます。

コロナな今年を振り返る



門脇 知慶

今年はコロナを中心に世界が動いていた1年のように感じました。みなさんもこの1年はコロナ関連でずいぶん振り返られたのではないのでしょうか？

私もコロナのおかげで仕事面、生活面の両方の予定が乱れました。仕事においてはやはり給付金、補助金の申請には振り回されました。記載どおりに申請してもなぜかくる修正依頼。私生活でも大型連休は出るにあられず、仕方ないので日の高いうちから家族と晩酌をしていたら相当ひどい二日酔いをしてしまい、気づけば風呂場。連休は二日酔いで閉じました。不測の事態にあっても心までは乱されてはいけないということ、身をもつて学んだ1年になりました。

昨年と今年



築山 宣子

総務も在宅勤務できる体制になりましたが、紙ベースで業務を行っているためなかなか出勤数を減らせないなか、電車の本数が減り、余計密じゃーん！と思いついて出勤していません。

そうこうしているうちに電子



昨年を振り返って



茶橋 綾子

昨年は10月に産休に入られた所員がおり、その方のお仕事を数件引き継ぎました。少し駆け足気味ではありましたが、なんとか主な業務の引き継ぎは完了できました。今はまだ慣れてい

帳簿保存法改正への対応が必要になってきました。実はまだ何もできていません。ちょっとというよりかなり焦っています。すべて紙の請求書に戻してほしい……、逆行するのですがそれが本音です。これを乗り切つたら、在宅勤務を増やせるのかな、いや無理かな……などと考えながら、早急に取り組みたいと思います。

今年の抱負



松本 倫幸

つい先日まで暑いと言っていたような気がしますが、気がつけば毎日寒さに震える季節になっていました。昨年は知識も経験もな

いな、少しずつでも前に進めているのかなと思う1年でした。年々1年の経過が早くなっている気がするので、今年に限らず毎年目標を持って、少しでも有意義に過ごせるように心がけていきたいです。



増田 紗知子

コロナ禍からの延長でインターネットでの買い物が増加しました。最も増えたのが書籍です。電子書籍もあり手軽に購入できる一方、ネットで探すことに不慣れなせい、なかなか新しい出会いがありません。

ゆつたりと装丁を見、文章を読み、お気に入りの1冊を探そう。今年は原点に戻り、書店巡りを再開します。

今年の抱負



山本 賢志朗

昨年を振り返ると、手続きや申告の一連の流れを経験し、とても成長できた実感できる1年だったと思います。今年の抱負は少しでも早く皆様に感謝されるような人間になることです。あとは法人税法に合格するために誰よりも勉強することです。今はまだ不勉強なことも多いですが今年もよろしくお願い致します！



澤村 まち子

昨年は体調を崩し不調が続きましたが、今日まで護られて感謝の1年でした。これからの繁忙期はしっかり健康管理をしてこの時期を乗り切り、食事、睡眠、運動に気をつけて、心身ともに健康な1年を過ごしたいと思っております。皆様も良い1年でありませう。

毎日が新鮮



西尾 卓真

はじめまして。西尾卓真と申します。ITを専攻していましたが、起業・経営に興味を持ち、それをサポートする税理士という職業を知りました。そして、この業界に進みたいと思い、昨年の11月にこの事務所に入社しました。

将来は、どんなことでも安心して相談していただける人間になりたいと考えております。まずは資格勉強や税務の知識を身に付けて、一日でも早く一人前になれるように努力したいです。至らない点も多いかと思われ

冬期休暇のお知らせ

12/29(水)~1/4(火)

冬期休暇とさせていただきます。

新年は1月5日(水)から平常どおり営業致します。ご不便をおかけ致しますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

